



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.5.13 No. 3791

何が誠実な対応なのか?

4.1、2スト立ち上り 問題 申29号交渉(その3)

五月十日、今春闘ストライキに対する「スト対策」の問題点(申二十九号)について、三回目の団体交渉が開催された。

当局は、四・一一ストにあたって、「運転保安確保の観点から、正規の点呼をとって乗務を開始するためであれば、必要に応じて個別に12時以前にストを解除してもいい」という動労千葉からの問題提起に対して、一旦は「検討させてほしい」と回答しておきながら、これを拒否した。ところが千葉支社は、四月二日、動労千葉が「スト起ちあがりについて一切協力せず」、「労使間の信義に反するばかりか、その社会的責任を放棄した」等とする「申入書」を持ってきた。この日の団交は、まずこの点に議論が集中した。

執務標準を無視してまで対面点呼を拒否!

組 運転法規にのっとった点呼の取り扱いを行なうために、個別にストを早く解除してもいい、という問題提起に対し「検討させてほしい」と言いながら、これを拒否した根拠は何か。

当 結論的には、出先点呼の取り扱いで、必要な情報を電話で伝達することによって対応することとした。

組 スト前の交渉のなかで会社側が主張したことは、できる条件があれば、執務標準どおりの取り扱いを行なわなければならないが、スト立ち上がりに関してはできる条件がないから出先点呼とする、ということであった。だから組合は条件をつくるために、個別に早めにストを解除しよう、と譲歩したのではないか。にも関わらず、執務標準を無視するとはどういうことか。

当 大前提にあるのは、途中からの就労ということ。必要不可欠なことを伝達すればいい組 できる条件があるにもかかわらずしなくてもできないということとは全く違う。

組 執務標準はあくまでも点呼は対面で行なうということを定めている。電話と対面とどちらが安全と考えているのか

当 電話と対面では遜色はない組 この間、会社自身、電話のやり取りで様々なミスを起こしているではないか。

しかも館山・勝浦・銚子の立上りに関しては、運転区

の当直で対面点呼を行なっているのに、千葉だけは千葉運転区で点呼を行なわずに、わざわざ千葉駅統合詰め所まで行かせて電話点呼としているのはどうしてか。

当 千葉の場合には千葉運転区と駅が離れているのでロスがでるためだ。

組 わずか五分程の賃金支払いを惜しんで、執務標準の取り扱いを勝手にねじ曲げるのか

当 会社として、統一してこのように決めたということだ。

動労千葉の要求を一切拒んだのは当局だ!

組 具体的に何をもちて、「動労千葉が立上りに一切協力せず」というのか。

当 会社と組合の間で事前の団交のなかで、主張・見解は述べてきている。従ってストの拡大については善処されたい、中止されたいという申し入れをしていく。会社の言うことは理解してもらいたい、組合側としても協力するところ、は協力してもらいたいという趣旨だ。(意味不明)

組 何を言っているのかさっぱり解らない。今更経過を述べた必要はないが、スト立上りに対しても、組合側としては、運転法規上定められた取り扱いを行なうためであれば、個別にストを早く解

除してもいいという問題提起をするなど、最大限の譲歩をしている。それを「検討させてほしい」と言いながら、結局拒否したのは会社側ではないか。それがどのような理由で「一方的に拒否」などという言い方になるのか。

当 ストの当初の計画は十二時から十二時までであった。「検討させてほしい」と言ったことも色々とは論はしてきたが従前どおりの取り扱いをするという結論となった。

組 聞いていることは、何をもちて「動労千葉が一方的に立上りを拒否した」とか「労使の信義に反する」とか「社会的責任を放棄した」と称するのか、具体的に明らかにしてほしいと言っているのだ。

当 …… 団体交渉で誠実に対応してきたにもかかわらず戦術を延長した ……

組 今回のストライキに係わる要求の身から言っても、われわれは、「例えばひとりでも配転者を復帰させれば今回のストは中止してもいい」とまで言うて最大限の譲歩を行なったにもかかわらず、われわれの要求を一切頑なに拒み続けたのは会社側ではないか。

当 組合の要求はたしかに色々あったが、しかし対立は対立として労使のなかでやっていくというのならいざ知らず一部とは言えストを延長した申し入れは、挑発・紛争拡大を狙ったものとは考えられない。